

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成22年 8 月26日
<b>【会社名】</b>	株式会社秋津原
<b>【英訳名】</b>	-
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 坂本 勇雄
<b>【本店の所在の場所】</b>	奈良県御所市朝町1075番地
<b>【電話番号】</b>	0745-66-2501
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 中司 利久
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	奈良県御所市朝町1075番地
<b>【電話番号】</b>	0745-66-2501
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役 中司 利久
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	C 種類株式
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	その他の者に対する割当 922,300,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項はありません。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月25日に提出しました有価証券届出書について、記載の誤りと臨時株主総会議事録の添付漏れ及び添付文書のうち取締役会議事録において記載漏れがありましたので、これを訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 添付文書

#### 取締役会議事録

### 添付文書

#### 臨時株主総会議事録の未添付

## 3【訂正箇所】

訂正箇所には\_\_\_\_\_を付して表示しております。（添付文書は除きます。）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
C種類株式	401株	(注)

(注) 1. 平成22年8月24日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。
3. 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。
4. 当社は、A種類株式、B種類株式、C種類株式の異なる種類の株式を定款に定めております。C種類株式は優先的施設利用権を付与する目的で発行されており、議決権は有していません。なお、A種類株式、B種類株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 (注) 4～5」に記載のとおりであります。
5. C種類株式の内容は以下の通りです。
  - (1) C種類株式を有する株主(以下C種類株主という)は、当社の秋津原ゴルフクラブ規約に基づく手続きの完了後、会員として所定の施設を利用することができます。
  - (2) C種類株主は、剰余金配当請求権を有しています。
  - (3) C種類株主は、株主総会において議決権を行使することができません。
  - (4) C種類株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、C種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができません。
  - (5) 当社は、C種類株式を引き受ける者の募集について、C種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
6. 当社では、会社法第322条第2項に規定する定款の定めがあり、その内容は上記5の(4)及び(5)のとおりであります。
7. 当社は、単元株式制度を採用しておりません。
8. 上記の401株全てについては金銭以外の財産の現物出資の払込の方法による発行とします。

(訂正後)

種類	発行数	内容
C種類株式	401株	(注)

- (注) 1. 平成22年8月24日(火)開催の取締役会決議及び平成22年8月24日(火)開催の臨時株主総会決議によります。
2. 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。
3. 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。
4. 当社は、A種類株式、B種類株式、C種類株式の異なる種類の株式を定款に定めております。C種類株式は優先的施設利用権を付与する目的で発行されており、議決権は有していません。なお、A種類株式、B種類株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 (注) 4~5」に記載のとおりであります。
5. C種類株式の内容は以下の通りです。
- (1) C種類株式を有する株主(以下C種類株主という)は、当社の秋津原ゴルフクラブ規約に基づく手続きの完了後、会員として所定の施設を利用することができます。
- (2) C種類株主は、剰余金配当請求権を有しています。
- (3) C種類株主は、株主総会において議決権を行使することができません。
- (4) C種類株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、C種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができません。
- (5) 当社は、C種類株式を引き受ける者の募集について、C種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
6. 当社では、会社法第322条第2項に規定する定款の定めがあり、その内容は上記5の(4)及び(5)のとおりであります。
7. 当社は、単元株式制度を採用しておりません。
8. 上記の401株全てについては金銭以外の財産の現物出資の払込の方法による発行とします。

## 添付文書

訂正後の取締役会議事録を添付しております。

(訂正前)

議長は、下記の株式を株主に引受権を与えずに発行した旨を説明した上、募集株式発行事項を決定するよう求める旨を述べ、議場に諮ったところ、満場一致をもって下記の通り可決確定した。

(訂正後)

議長は、下記の株式を株主に引受権を与えずに発行した旨を説明した上、募集株式発行事項を決定するよう求める旨を述べ、議場に諮ったところ、満場一致をもって下記の通り可決確定した。なお、代表取締役坂本勇雄は本議案に利害関係を有するため、決議には参加しなかった。

## 添付文書

臨時株主総会議事録を新たに添付しております。